

Ⅲ 研究ノート Ⅲ

ドイツ信託公社の誕生の軌跡 —— 初期信託公社の設立と限界 (2) ——

古川 澄明

1. はじめに
2. 初期公社設立の背景
 2. 1. 経済改革のジレンマ
 - (1) 政府「経済改革委員会」の役割
 - (2) 在野組織「円卓会議」の役割
 2. 2. 自力存続への幻想
3. 初期公社の設立令
 3. 1. 草案 (以上, 第57巻第1号)
 3. 2. 制定
 3. 3. 設立令, 転換令, 定款
4. 初期公社の設立
 4. 1. 設立と組織 (以上, 第57巻第2号)
 4. 2. 事業の実状
5. 初期公社の限界
 5. 1. 初期公社の限界
 5. 2. 民営化の限界
6. 終わりに代えて

3. 2. 制定

(1) 「設立令」の採択

1990年3月1日, 東ベルリンでモドロウ首相を議長とする閣僚評議会が開かれ, クラウス政務次官から提出された信託公社設立令 (以下, 「設立令」) 案

と東ドイツ企業の資本金会社への転換令（以下、「転換令」）案が審議され、決定された。2月22日にルフト副首相とその配下のクラス次官に人民所有財産の信託管理と企業形態の転換のための法的規定作りの任務が託されてから僅か1週間後のことであった⁴⁷⁾。2週間後には人民議会選挙が予定され、時が切迫していた。したがって、信託公社の設立は、本来なら人民議会によって可決されなければならない法律によってではなく、法的効力をもつ政令によって行われた。これらの政令には、学者集団「自主組織」やSPDの専門家集団「経済構造」検討会が「円卓会議」で主張していた、「持分証書」の発行による人民所有財産の民営化への要求は盛り込まれなかった。それにも拘わらず、これらの政治団体を代表していた2人の大臣、つまり「自主組織」から出ていたウルマン無任所相（Wolfgang Ullmann）とロンベルク大蔵相（Walter Romberg）が議案に反対しておらず、ケムラーはその理由として、選挙前に「人民所有財産の保護」の他には新しい進展が期待できない、との見通しがあったことを上げている⁴⁸⁾。

3月1日の閣僚評議会では、「信託公社設立令」と共に、それと対を成す「転換令」が採択され、「設立令」を補完することになった。この政令は、人民所有企業の資本金会社（有限会社 GmbH / 株式会社 AG の法形態）への転換を定め、それを遂行する信託公社への新会社の株式ないし持分の移転を定めたものである。「転換令」第10条によれば、人民所有企業の株式ないし持分の売却は、将来それを定める法律が制定される限りにおいて原則的には可能であるとされた。しかしその場合にも監査役会の承認が得られ、また権限ある国民代表会議の同意が必要とされるという制限が設けられた。したがって、「設立令」と「転換令」においては、直ちには、財産贈与（Verschenken）も、売却も、実質的には認められなかった。信託公社による人民所有企業の民営化は公社独断では可能ではなかったのである⁴⁹⁾。

3月12日に最後の「円卓会議」（第16回）が開かれ、東ドイツSPDと「民

47) Vgl. *ebenda*, S.94.

48) Vgl. *ebenda*, S.95-96.

49) Vgl. *ebenda*, S.98.

主義は今」から共同で提出された「民営化」提案をめぐって議論になっているが、結局のところ、同会議が「民営化」議論を前進させることはなかった。既済の所有権変更を堅持し、新たな所有権変更は総選挙後に組閣される新政府の発足まで無効とすることを政府に勧告するにとどまった⁵⁰⁾。

「信託公社」の設立のための法的基礎は基本的には「設立令」と「転換令」によって形成されたが、それらは事業活動の具体的な在り方を定めるものではなかった。政府側の「経済改革委員会」と「持分証書」案の擁護論者との論戦を経て、90年3月15日、つまり人民議会選挙の3日前に開かれたモドロウ政府最後の閣僚評議会会議において、公社の任務、権限、義務、管理体制などを規定する「信託公社定款」が定められた。こうして「信託公社」の設立のための法的基礎ができあがった。「信託公社」の財務や、5人の役員で構成する「統轄部」(Direktorium)と11人の委員で構成する「評議会」の設置、地方出先機関などに関する規定が定められた。人民所有財産を直接に東ドイツ市民に譲渡する可能性は定款でも排除された。人民所有企業の資本金会社への即時転換は優先的事柄とされたが、しかしその場合に所有権変更は行われぬものとされた⁵¹⁾。

(2) 民営化の実質的な繰り延べ

東ドイツSPDは国有財産の実質的民営化に反対し、またモドロウ政府もそれには踏みとどまった。東ドイツSPDの「『経済構造』検討会」(後日「人民所有財産の民営化プロジェクト集団」Projektgruppe Privatisierung des Volkseigentumsと改称)は「信託銀行」案を提案して、「持分証書」の方式での民営化と人民所有企業への資本得点(Beteiligung)の売却を主張していたが、東ドイツ市民への「持分証書」の発行が総選挙前に実現される見込みはなかったので、「信託公社による持分ないし株式の売却」について定めた政府の転換令(第10条)には反対した。設立される信託公社のトップ人事に対する不信感が背景にあったといわれる。3月18日の人民議会選挙後、新政

50) Vgl. ebenda, S.102.

51) Vgl. ebenda, S.105.

府が発足するまでに一時的に発生する恐れがあった「権力真空」の中で、東ドイツの元幹部 (Kader) によって信託公社が占拠され、国民に不利益となる人民所有財産の所有権変更が行われる可能性があるということをSPDは恐れたといわれる⁵²⁾。

政府に対する不信心は根拠のないものではなかった。信託公社定款を決定した1990年3月15日の閣僚評議会の同じ会議で、バイル外国貿易相 (Gerhard Bail) とジーゲルト大蔵相 (Walter Siegert) の発議によって、西側外貨の獲得のために機能していた外国貿易省の統括下の企業経済組織を解体して、新設会社「ベルリン商業金融有限会社」(Berliner Handels- und Finanzierungsgesellschaft mbH: 資本金300万DM) のもとに再編成することが決定された。外国貿易諸企業で形成された貿易経済組織は「国家保安省」(Ministerium für Staatssicherheit: 改称後の「国家保安局」, 略称「シュタージ」Stasi, Staatssicherheitsdienst, すなわち旧東ドイツ秘密警察) と緊密に結び付いていたといわれる。信託公社はこの新会社をその主要社員として管理したが、新会社はその傘下の企業を支配下におく「中間持株会社」として機能し、新会社の存在によって、信託公社は数ヶ月間にわたって旧組織下にあった企業の効果的な統制と事実上の掌握を妨げられることになった。その間、傘下企業への犯罪的蝕害によって大きな損害が発生したといわれる⁵³⁾。

1989年11月に新しく政府閣僚に就任したモドロウヤルフトなどの政治家が外国貿易に関わる企業集団について実態を把握しえなかったのは余儀ないことと認めざるをえない、とケムラーは捉える。この領域では、極度の秘密保持が敷かれていたからである。この外国貿易企業集団を信託的管理の完全な責任下に置いて、資本会社への転換で他の人民所有企業と同等に取り扱わなかったことは誤りであった、と W.クラウゼ政務次官はケムラーのインタビューに答えて回顧している⁵⁴⁾。

モドロウ政府が主導する信託公社の設立と東ドイツ企業改組のプロセスに

52) Vgl. *ebenda*, S.100-101.

53) Vgl. *ebenda*, S.103-104.

54) Vgl. *ebenda*, S.104.

において、自ら閣僚参加する東ドイツSPDが現行政権に抱いた著しい不信感は、正当な根拠のないことではなかったのである。それに対して、閣僚評議会で信託公社の早急な創設が選択された理由も、同じ根拠に根差していた。人民所有財産の構成部分の私有財産への転換が自発的に、統制を欠いたまま行われる危険がある、との見方が政府内にあったといわれる。つまり、個々の東ドイツ企業が自発的に無統制下で資本会社への改組を進めることを容認した場合、国有財産を廃してそれを公正公平に私有財産へ転換することができないとの認識が働いていたにちがいない。そこで政府は信託公社の設立によって、それを回避しようとしたのである。ルフト経済問題相は後にケムラーのインタビューに答えて、信託公社は比喩的に言えば「急産」(Sturzgeburt)であったと述べる。「感情的には完全にウルマンの立場」にあって、原理的には東ドイツ国民への人民所有財産の分配を望ましいものとみなしていたという。それにも拘わらず、政府は東ドイツSPDや「自主組織」や「円卓会議」の要求を退けて、東ドイツ国民への国有財産分配の実際的な実施を未解決のままに据え置くといった選択をした⁵⁵⁾。この選択について、ケムラーは政府の観点から4つの理由を上げている。

(3) 民営化繰り延べの理由

ケムラーによれば、第1に、人民所有財産の評価とその収益能力の確定という事前に明確化を要する根本的な問題が未解決であった。人民所有財産の持分の確定にあたって個々の東ドイツ市民の個人的な労働業績(Arbeitsleistung)が顧慮されるのか否か、あるいはいかに顧慮されるのか、といった問題が依然不明瞭であった。第2に、人民議会選挙の繰り上げ(5月5日から3月18日へ)によって、モドロウ政府の残任期間中に上記諸問題を時機を得て解決することがもはや可能ではなかった。しかも選挙戦は多くの閣僚に時間と労力を割かせることになった。第3に、人民所有財産の取扱のような重要問題は3月18日の選挙で選ばれる政府に先走って処理されるべき

55) Vgl. *ebenda*, S.104-105.

事柄ではなかった。新政府の発足までに予想される政治的空白を避けるために、信託公社と関わる所有政策上の重要な決定が行われたが、信託公社は人民所有財産の将来的な取り扱い方をまだ最終的に確定していなかった⁵⁶⁾。

既述の通り、人民所有財産についての持分証書 (Anteilscheinen) の即時発効が要求されたが、仮に、モドロウ政府がそれに応えていた場合には、東ドイツ経済にとって、国民経済的な観点から、次のような重大な不利益が生じていたであろうことが確認できる、とケムラーは述べる。

すなわち、第1に、東ドイツの民営化計画に従うことでは、民間企業家への人民所有企業 (東ドイツ企業) の全面的売却が可能とされるはずもなかった。東ドイツ企業に対する外国投資家の小口資本参加への需要も、合弁事業令での経験に照らして見て、僅かであったであろう。経営ノウハウの緊要な移転も非常に限定的な規模でのみ行われたであろう。東ドイツ企業の再建と競争能力の改善はそれによって阻まれ、少なくとも著しく制限され、繰り延べられたであろう。東ドイツでは土地譲渡が認められていなかったので、工業企業の新設も限定的規模で行われえなすぎなかったであろう、と⁵⁷⁾。

第2に、人民所有財産の著しい経済的脆弱さが有効に克服されることはなかったであろう。人民所有財産総体への持分証書保有者と、個々の人民所有財産客体との間の所有関係の抽象性に起因して、東ドイツで蔓延している「便乗受益者」(Trittbrettfahrer⁵⁸⁾)の態度は縮小され得なかったであろう。人民所有財産の酷使や乱用に際限がなかったであろう。さらにプリンシパル・エージェント問題、したがって東ドイツ企業における総支配人 (Generaldirektor) や経営管理者 (Führungskräfte) に対する持分証書の所有者によるコントロールの問題が未解決のまま残されたであろう。機能する価格システムや信頼できる会計制度なしには、企業の損益に関する情報が欠如していたであろう。また例えば、構想された「信託銀行」は機能を欠いた資本市場に替えて、その不可侵の匿名コントロールを行うことはできなかつたで

56) Vgl. *ebenda*, S.105-106.

57) Vgl. *ebenda*, S.107.

58) 「〔軽蔑的に〕(自分は仕事をせずに利益だけを求める) 便乗者」(『独和大辞典[コンパクト版]』小学館, 1990年, 2239頁。

あろう、と⁵⁹⁾。

第3に、人民所有企業の経済状態は急速に悪化したので、持分証書の所有者には、短期間のうちに、配当入手ではなく、追加出資義務をもたらしたであろう。追加資本を必要規模で供給し、発生する経常損失を補填するために、東ドイツ市民の財務負担力が極度に過大要求にさらされたであろう。結局は、新しい持分保有者は、再び国が代理を務めないことには、東ドイツ人民所有財産への持分証書によって貧しくなることになったであろう。それはパラドックスであるかもしれない、と⁶⁰⁾。

最後に、私有財産の経済的機能を有効にするにあたって、1990年春に東ドイツで支配的であった諸条件のもとで、持分証書による民営化をもっては、人民所有企業や他の人民所有財産に対する所有権が事細かく規定されることができなかつたであろう。東ドイツの事実上の国有財産から東ドイツ国民の実際的な人民所有財産を生み出すというアイデアは魅力的ではあったが、少なくとも計画された形では実施できなかった。したがって、民営化のためには、別の道が歩まれねばならなかつた。それは、後に信託公社によって行われることになった、と⁶¹⁾。

ケムラーは、モドロウ政府の経済改革実績について、次のように述べている。1990年2月12日から3月1日にかけて、時間的切迫のもとで実現した信託公社の創設に関する妥協は、人民所有財産を保護し、同時に法的諸形態への転換をもって、東ドイツ企業にとっての市場経済的枠組み条件の方向付けにおいて最初の一步を踏み出そうとしたモドロウ政府の試みとして、評価されることができる、と⁶²⁾。

さらにケムラーは述べる、モドロウ政府が「人民所有財産の保護」という口実のもとに、事によると「民主主義的社會主義」の実現のためのチャンスが生まれるかもしれないという漠然とした期待において、東ドイツにおける既存の所有構造を温存するつもりであったのか否かを詮索することはできた。

59) Vgl. *ebenda*, S.107.

60) Vgl. *ebenda*, S.108.

61) Vgl. *ebenda*, S.108.

62) Vgl. *ebenda*, S.108.

しかし、手元の情報はその種の推論を許さない。それに対して、持分証書の方式での民営化を阻んだ実際的な政治的理由がC. ルフトやW. クラウゼによって上げられたが、それらは尤もらしい理由であった。モドロウ政府や円卓会議には、持分証書の方式による民営化という誘惑的アイデアが初めて生まれた後、その実現の意志よりも、むしろ時間がなかった、という議論は人を納得させるのに足るものである。しかし、国民経済的な観点から振り返って見れば、人民議会選挙の繰り上げ実施によって、時間がなかったことが都合の良いことであった。というのは、この民営化方式の否定的な影響が出ることはなかったからである、と⁶³⁾。

3. 3. 設立令, 転換令, 定款

(1) 設立令

東ドイツ閣僚評議会は、1990年3月1日付けの行政命令、「人民財産の信託管理のための機関（信託公社）の創設に関する決定」（信託公社設立令）を発令し、これによって信託公社は設立された。設立令は六つの条文から成り、末尾に東ドイツ閣僚評議会議長ハンス・モロドウの署名が入れられた⁶⁴⁾。この行政命令は、2ヶ月半後に人民議会によって制定される「信託法」こと「人民所有資産の民営化及び再編成のための法律—信託法—⁶⁵⁾」によって発展的に止揚される。信託令には「民営化」規定はなかったが、その後の「信託法」では「民営化」が明記された（同法第1条第1項）。以下、信託令について、要点を見てみよう。

設立令によれば、新憲法が承認されるまで、信託公社は政府の管轄下に置かれる公法機関と位置づけられ、その地区支部を設けるものとされた（設立

63) Vgl. *ebenda*, S.108-109.

64) Beschluß zur Gründung der Anstalt zur treuhänderischen Verwaltung des Volkseigentums (Treuhandanstalt) vom 1. März 1990, internet site, <http://www.verfassungen.de/de/ddr/treuhandanstaltgr%FCndung90.htm>. 同じく収録先: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994, S.1.

65) Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des volkseigenen Vermögens -Treuhandgesetz- vom 17. Juni 1990 (GBl. I S. 300), internet site LEMO (運営機関: Fraunhofer Institut für Software- und Systemtechnik (ISST), Deutsche Historische Museum (DHM) in Berlin, Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland (HdG) in Bonn), http://www.dhm.de/lemo/html/dokumente/WegeInDieGegenwart_gesetzTreuhandgesetz/. 同じく収録先: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994, S.112-115.

令第1条)。人民所有資産に関する信託管理 (Treuhandschaft) を遂行するものとされた。人民所有財産とは、企業、施設、コンビナート並びに経済管理諸機関や、その他の、人民所有経済の登記簿に登録されている経済諸単位といった、ファンド所有 (Fondsinhaberschaft) にある資産とされ、それらの資産価値は権利保有者 (ファンド所有者) に従って分類され、国家中央統計局により財務省と協力して、また県・郡レベルでは財務諸部門と協力して、1989年12月31日の状態をもって、確定されなければならないとされた (第2条)。

信託公社は、法人もしくは自然人に委任を行い、資本会社の創設者および社員として職務を果たし、あるいは資本参加から生れる権利と義務を行使し、有価証券を発行する権限を持つとされた (第3条、第4条)。しかし、信託公社は何ら経済指導的職務を遂行しないとされたので、政府の経済統制機能を担うものではなかった (第5条)。

信託公社の責任範囲は、都市や市町村の権利所有下にある企業や施設、国有企業として組織されるべき領域の人民所有資産、農業生産協同組合 (LPG, Landwirtschaftliche Produktionsgenossenschaft⁶⁶⁾) によって利用される人民所有資産には及ばないものとされた (第6条)。信託公社の権利と義務は、規則に定めて、公表されなければならないとされた (第5条)。

以上から自明となるように、設立令では、信託公社は国有企業をはじめとする人民所有資産全体を所有・管理下に置くことが定められたが、公社に所有権の「処分」すなわち「民営化」を遂行する任務を与えることは明記されなかった。しかし、これについては、次に検討する「転換令」で明文化されている。

66) 「東ドイツの農業における協同組合の社会主義的生産の最も重要な組織形態で、共有財産と共同作業の原則に基づく法人」(根本道也『東ドイツの新語』同学社、1981年、76頁)で、その最高指導機関は組合員会議であった。LPGは、東ドイツの農業実状に応じて、3タイプ(組合員から提供された耕地を協同組合で経営するタイプ、耕地を共同経営し機械・器具・役畜を共同利用するタイプ、耕地・機械・器具・家畜を協同組合で管理運営し利用するタイプ)が形成されたとされる(同頁)。

(2) 転換令

東ドイツ閣僚評議会は、上記「信託公社設立令」と共に、同日付で「人民所有コンビナート、企業および施設の資本金会社への転換のための指令⁶⁷⁾」(「転換令」)を発令した。この指令は、1990年5月18日付けの「通貨・経済・社会同盟の創出に関する条約⁶⁸⁾」と同年6月27日の指令によって改正され、1990年6月17日付けの「信託法」によって事実上、止揚される。要点を見てみよう。

適用範囲 (第1条)：この命令は、人民所有コンビナート、企業、法的に独立した施設および経済指導諸機関、人民所有経済の登記簿に登録されたその他の経済諸単位に適用されるが、国有企業ドイツ郵便とその総管理部、鉄道、水路管理部、公道網管理部には適用されない。

改組 (Umwandlung) の手続き (第2条)：企業は有限会社ないし株式会社に改組されなければならない。例外として、農業、林業、食料品製造業の分野においては、協同組合、人的会社、あるいは他の組織諸形態への転換について、信託公社が断を下すものとされ、公社は、転換されない企業の財産法上の地位を定め、保障しなければならない。

持分・株式の管理 (第3条)：資本金会社への改組後の会社の持分ないし株式は信託公社が引受ける。

改組表明書 (第4条)：改組のためには、改組される企業と、所有権引受人 (Übernehmer der Anteile) としての信託公社の改組表明書が必要とされる。改組表明書の作成前に、信託公社は企業の上部機関の態度表明書を得なければならない。改組表明書は公証人によって文書証明されることとし、次のことが明記されなければならない：①有限会社ないし株式会社の設立、②企業のファンド所有者権を有限会社ないし株式会社に委譲すること、③全権受任者を示すこと、④有限会社の定款 (Gesellschaftsvertrag) ないし株式

67) Verordnung zur Umwandlung von volkseigenen Kombinat, Betrieben und Einrichtungen in Kapitalgesellschaften vom 1. März 1990, internet site, <http://www.verfassungen.de/de/ddr/umwandlungsverordnung90.htm>. 同じく収録先：Treuhandaanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994, S.1-2.

68) Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion vom 18. Mai 1990 (GBl. I S. 332, BGBl. II S. 537), Anlage III, Ziffer II, Nr. 5; Verordnung vom 28. Juni 1990 (GBl. I S. 509), § 12 Nr. 9, internet site, <http://www.verfassungen.de/de/ddr/index.htm>.

会社の定款 (Satzung)。

改組表明書添付資料 (第4条)：閉業貸借対照表 (Abschlußbilanz)、引受人と改組人 (Übernehmenden und Umzuwandelnden) の署名入りの、すべての権利と義務、債権、負債に関する作成文書、商業銀行と交わされた現行信用貸しの規定に関する協定文書を改組表明書に添付しなければならない。

会社法 (第4条)：改組後の企業に対して適用される会社法は、有限会社の設立と活動については有限会社法が適用され、株式会社のそれらについては株式会社法が適用される⁶⁹⁾。改組された会社 (Gesellschaft) は、企業 (Betrieb) によって営まれる事業 (Unternehmen) を引き続き管理する。同会社は会社 (Firma) を継続する。その場合に、VEB や VEK という名称に替えて有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung) ないし株式会社 (Aktiengesellschaft) を使うことができる。改組された会社は新会社 (Firma) を法律規定に従って引受けることができる。

開業貸借対照表の作成 (第5条)：有限会社あるいは株式会社への改組のために、開業貸借対照表と、株式法第24条にしたがって設立趣意書が作成されなければならない。設立趣意書には、事業の業務経過と業務状態が記載されなければならない。一人ないし何人かの独立監査人による監査は、如何なる場合でも、株式法第25条第2項に従って行なわれなければならない。

会社登記申請 (第6条)：改組によって生れる会社は、所轄の県 (Bezirk) において、有限会社ないし株式会社の所在地がある国家契約裁判所で登記のために登記簿登録されなければならない。登記申請では、以下の書類が添付されなければならない：①改組表明書、②設立趣意書、③開業貸借対照表、④監査報告書、⑤第2条に従った経営方針表明書、⑥第4条第2項に従った報告書。

登記 (第6条)：国家契約裁判所は、提出申請書に従って登記簿に登記を

69) 因みに、ドイツ有限会社法は1892年に作成され、ドイツ株式法は1897年にドイツ商法典でその基本構造が固められ、1937年に改正されている。Vgl. Gesetz betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung, sowie, Aktiengesetz beim deutschen Bundesministerium der Justiz, internet site, <http://bundesrecht.juris.de/>. 田沢五郎『独・日・英ビジネス経済法制辞典』郁文堂、1999年、26頁、377頁参照。

行なう。

改組の発効、権利継承および消滅（第7条）：有限会社ないし株式会社の登記によって改組は有効となる。登記によって、有限会社および株式会社は、改組された企業の権利継承者となる。改組前に存在した企業は改組によって解消される。企業の解消は当局の指示により、人民所有経済の登記簿に登記されなければならない。

課税（第8条）：有限会社ないし株式会社には、東ドイツ租税法の規定が適用される。

監査役会（第9条）：有限会社と株式会社では、改組から3ヶ月以内に、監査役会が形成されなければならない。監査役会は少なくとも4人の監査役で構成される。監査役は従業員（その内の一人は管理職員 *Mitarbeiter*）の中から出されるものとする。4人の監査役は持分保有者によって決定される。一人の監査役は前記の監査役によって選任される。従業員500人以下の企業では、監査役の数は比例的に少なくすることができる。

持分売却（第10条）：信託公社による有限会社の持分ないし株式会社の株式の売却は、それが法律によって規定される限りで、認められる。売却は、会社の監査役会の同意を要する。そのさい、権限受任者に対しては信託公社の定款の中で定められた権利と義務が拘束力を持つ。会社における支配関係の事例では、たとえば持分の売却あるいは基本資本の増額のさいには、権限のある国民議会（*Volksvertretung*）の同意が必要である。

最終決定（第11条）と発効（第12条）：この行政命令に対する実施規定は、所轄大臣と他の中央国家機関の長によって、経済委員会の議長との合意の上で交布される。本指令は、公表をもって発効する。

以上のように、転換令によって、国有企業の資本会社への改組が定められた。改組後の会社の持分や株式は信託公社が受託者として名目上信託財産の所有権を有するものとされ、その管理・処分を受益者の利益のために遂行する義務を負うものとされた。しかし民営化には、制約が掛けられた。所有権の売却にあたっては、会社監査役会の同意を必要としただけでなく、大前提

として権限のある国民議会の同意を要すると定めた。したがって、東ドイツ国家体制内で信託公社が民営化に着手するには、人民議会での民営化決議を要したのである。もう一つ、注目に値することは、モドロウ首相に招請されて大学教授の地位から経済問題担当閣僚となったフルト女史 (Christa Luft) が転換令の末尾にモドロウ首相に次いで署名していることである。学識経験者であるフルトが率いた「作業グループ」によって設立令や転換令の原案が作成された。これは、過去の東ドイツの政治に見られなかった過渡期の政治をよく示している。

(3) 定款

1990年3月15日付けの信託公社の「定款」(3月19日公布)⁷⁰⁾ は、信託公社の設立令および転換令と共に、公社の任務を定めた閣僚評議会の重要な決定であった。この定款も、1990年6月17日付けの「信託法」によって発展的に止揚される。

「定款」では、信託公社の活動条規が具体的に定められた。公社の任務・権利・義務、組織、業務遂行機関としての統轄部 (Direktorium⁷¹⁾)、その監査を行なう評議会 (Verwaltungsrat)、公社が任務とする東ドイツ企業の所有権信託管理の手続きなどが条項に成文化された。この時期の信託公社は、単なる構想に留まっていたわけではない。実際に任務を遂行できる機関として、1990年3月15日にその設立と運営手続きが定められた。5月18日に東西ドイツ間での「通貨同盟」の国家条約が締結され、同同盟が7月1日に発足する、といった、この4ヶ月弱という短い期間に、東ドイツ企業の民営化へ向って、どのような変遷があったのかを確認するためにも、「定款」を少し詳しく、しかし要略的に見ておこう。「定款」は全部で15の条文から成り立っていて、大別

70) Statut der Anstalt zur treuhänderischen Verwaltung des Volkseigentums (Treuhandanstalt) - Beschluß des Ministerrates - vom 15. März 1990, internet site, <http://www.verfassungen.de/ddr/treuhandanstaltstatut90.htm>. 同じく収録先: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994, S.3-5.

71) 信託公社による東ドイツ企業の民営化を定めた1990年6月17日付きの「信託法」では、公社の最高執行機関は「理事会」(Vorstand) と呼称されることになるので、それとの区別をするために、Direktorium を「統轄部」と和訳する。

すると、「一般規定」(第1条)、「任務、権利および義務」(第2条～第11条)、「財務資金」(第12条～第13条)に分かれる。

一般規定(第1条)：(1) 信託公社は「公法機関」(eine Anstalt öffentlichen Rechts)であり、法人格(juristische Person)であり、地区支部(territoriale Außenstellen)を置く。(2) 公社の活動は法律や人民議会の決議にもとづいて活動し、人民議会に対して報告義務を負う。(3) 本部は東ドイツの首都ベルリンに置かれる。

任務、権利および義務

信託管理(第2条)：(1) 信託公社は、人民所有財産に関する信託管理(Treuhandenschaft)を遂行する。人民所有財産とは、1990年3月1日の転換令に従って改組される人民所有コンビナート、企業、施設といった資産である。但し、都市や市町村がその管理下において権利保有する企業や施設、国家事業(Staatsunternehmen)として組織されるべき領域の人民所有資産、農業協同組合(LPG)によって利用される人民所有資産は除外される。(2) 公社は、転換令に従った改組によって生れる資本会社の持分(有限会社)と株式を受け取る。(3) 信託管理とは、「一般社会の利益のための人民所有資産の管理」である。

資本参加の在る証明(第3条)：公社は信託管理で受け取った持分や株式の在る高に関する証明を発行しなければならない。

改組表明書(第4条)：公社は、転換令に従って改組される企業と一緒に、「改組表明書」(Umwandlungserklärung)を提出する。これをもって、株式会社の場合には監査役会(Aufsichtsrat)の初回会議までに暫定的な取締役(vorläufiger Vorstand)が、また有限会社の場合には業務執行者(Geschäftsführer)が指名されなければならない。有限会社の場合には、監査役会は社員(Gesellschafter)に新しい業務執行者の指名を委ねることができる。

出資者権利の行使(第5条)：(1) 信託公社は、公社が持分を保有する資本会社に対して会社権利を行使する。(2) 公社は、改組されたコンビナート、企業および施設の権利の担い手が改組前に所有した地所の権利の担い手とな

る。公社は、契約に基づいてこの地所への利用権を与え、法律に基づいて利用権を貸与する権限をもち、さらに (3) 有価証券を個々の法的規定に基づいて発行することができる。また (4) 法規定や人民議会の決議によって委譲されたすべての他の権利を行使する。

権利と義務の委任 (第6条) : (1) 信託公社は、公社によって受け取られた会社持分や株式から来る権利や義務を負うことを法人および自然人 (以下、受任者) に委任することができる。(2) 公社は、公社が持分を保有する資本会社を他の資本会社に対する社員として任命することができる。(3) 受任者は信託公社が資本会社に対して持つ、次のような権利と義務を負う。a) 資本持分の譲渡, b) 資本増額や資本減額に際しての議決権行使の決定, c) 資本会社の清算に際しての議決権行使の決定。受任者は、信託公社に対して資本会社の年度末決算と営業報告書を提出しなければならない。受任者は説明義務を負う。(4) 受任者の権利と義務は契約によって定められなければならない。

統轄部 (第7条) : (1) 統轄部 (Direktorium) は5人のメンバーから成る。(2) 統轄部のメンバーは、第9条に従って組織される評議会によって5年任期で任命される。統轄部のメンバーは、適切な業務執行、あるいはその他の重要な理由に対して不適任であったり重大な義務違反がある場合には解任されることができる。(3) 統轄部の各メンバーは、当人の負う義務の適切な履行について信託公社に責任を負う。義務違反については、法律に基づいて責任を負う。統轄部のメンバーは、信託公社の利益に反するすべての行為を慎まなければならない。また同メンバーは、公社が持分を保有する、あるいはこれらの会社が第6条第3項に従って社員に任命している資本会社での監査役会のメンバーとなれない。(4) 統轄部のメンバーは、その同僚の中から議長と副議長を選任する。統轄部は、評議会の同意を得て、第9条にしたがって、業務規則を定める。

統轄部の任務 (第8条) : (1) 信託公社の統轄部は法律規定および定款に基づいて活動する。(2) 統轄部は信託公社を司法上でも非司法上でも代表す

る。業務規則の中で、統轄部の個々のメンバーは一定の業務、あるいは一定の種類の業務の遂行のために権限を与えられることができる。(3) 統轄部は、少なくとも年に一度、評議会に対して信託公社の活動に関する報告を行われなければならない。報告書は、信託公社が資本参加する企業における状況に関する概要を含まなければならない。報告書は、良心的な、嘘偽りのない説明の原則に従わなければならない。

評議会(第9条)：(1) 評議会は、11人のメンバーで構成される。(2) 評議会には人民議会によって5年任期で選ばれる8人のメンバーが入る。労働組合連合は人民議会に評議会での選挙のために労働組合代表を推薦することができる。評議会の選出されたメンバーは、もし第7条第2項の中に挙げられる理由がある場合、投票で解任されることができる。(3) 東ドイツ国立銀行頭取、財務大臣、その他の、政府の経済所管メンバーは、職務上から評議会のメンバーとなる。(4) 評議会は互選で議長と少なくとも副議長を選出しなければならない。

評議会の任務(第10条)：(1) 評議会は統轄部の活動に関する監査を行なう。(2) 評議会は統轄部から、常時、信託公社の業務に関する報告書を要求し、資料を閲覧し、検査し、あるいは検査させることができる。(3) 評議会は次のような他の任務を持つ：a) 人民議会や閣僚評議会に提出される統轄部とその下部管理部の活動報告書の認可、b) 評議会の業務規則の詳細な規定に従った統轄部の業務への同意、c) 信託公社の組織の確認、d) 信託公社の予算と財務活動の年次決算の確認、(4) 評議会は、信託公社の予算案を許諾する。

評議会の内規(第11条)：(1) 評議会は、全メンバーが議事日程の通知に基づいて召集され、少なくとも8人のメンバーが出席する場合に、決議を行なうことができる。(2) 評議会の決議は、メンバーの単純投票過半数により決する。投票同数の場合、議長の票が決する。欠席メンバーは他のメンバーを介して、文書による票提出を手渡し代行させることができる。(3) 評議会の内規のためのその他の規定は、運営規則によって確定されなければならない

い。(4) 評議会のメンバーは、当人の立替経費の補償以外には、報酬を得ない。

信託公社の財務資金

予算 (第12条) : 信託公社は、予算を持つ機関である。

収益 (第13条) : (1) 信託公社の収益 : a) 公社が資本参加する会社の収益配分金 (配当), b) 資本参加の売却から生れる収益, c) 清算収益, d) 人民所有地の利用権譲渡からの収益, e) 有価証券の発行からの収益, その他の収益。(2) 信託公社は人民議会の決定に基づいて、第1項に従って収益を費消する。(3) 統轄部は、財務活動を毎年、清算しなければならない。(4) 信託公社の清算の規則遵守への検査と確認が国家財務監査局によって行なわれる。

過渡期規則 (第14条) : (1) 第1次統轄部のメンバーと議長の任命は、閣僚評議会の議長によって直接に行なわれる。(2) 評議会が形成されるまで、その任務は閣僚評議会によって担われる。

発効 (第15条) : この定款は、その公開をもって発効する。

「定款」には、閣僚評議会議長のモロドウが、1990年3月15日の日付で署名をしている。

以上において、初期信託公社の創設を規定した「信託公社設立令」、公社が会社の所有権を管理することになる資本金会社への人民所有財産 (国営コンビナート・企業・施設) の改組を定めた「転換令」、公社の任務、権限および責任、公社と閣僚評議会および人民議会との関係を定めた「定款」を紹介した。これらの行政命令に見られる通り、1990年3月初めの時点で国有企業を資本金会社に転換することが決定された。これは、東ドイツ史上における経済政策上の大転換であった。現実的に市場経済原理の導入が不可避であることが国家の執政担当者に認識されていたとはいえ、まだ資本金会社への改組後に東ドイツ企業を直ちに国際的な市場競争に晒すことは予定されていたとはいえないし、まだ東ドイツ企業を直ちに民営化することが想定されていたともいえない。

日本政府の通商産業省編『通商白書 (総論) 平成3年版⁷²⁾』(1991年) は

72) 通商産業省編『通商白書 (総論) 平成3年版』, インターネットサイトからダウンロード : <http://www.meti.go.jp/hakusho/>.

「東西ドイツ統一とその影響」という項を設けて、その中で「ドイツ統一は、旧東ドイツ経済の急速な破綻のなかで行われた」と述べているが、東ドイツ企業が全面的に市場経済競争に晒されるのは1990年7月1日に東西ドイツ間で調印された「通貨同盟」条約が発効して以降のことである。

1989年11月に東ドイツ国民の出国が自由化され、東西分断の象徴とも言われてきた「ベルリンの壁」が崩壊した。その後も、東ドイツ国民の流出は続き、西ドイツ経済には住宅不足と、財政負担増大等の影響が生じた。このようななかで、1990年3月18日に東ドイツで初めての人民議会議員の自由総選挙（普通選挙）が実施され、4月12日に人民議会が東西ドイツ再統一へ向けて東ドイツ側の立役者となるローター・デメジュールを首相に任命した。4月23日には西ドイツ連立政府が東西ドイツ間の通貨同盟条約の基本路線に関して合意し、5月18日に両ドイツ間で通貨同盟、つまり「通貨・経済・社会同盟創設に関する国家条約」が調印された。同条約では、「東ドイツの経済主権の放棄」と「市場経済への完全移行」、「西ドイツの主導による金融・財政政策の運営等」が定められた⁷³⁾。条約は7月1日に発効し、東西両ドイツの経済統合が実現することとなった。その間の6月17日に東ドイツ企業の民営化を定めた「信託法」が制定され、同じく7月1日に発効している。

以上の考察から、次のことを確認することができよう。10月3日のドイツ再統一後に信託公社による東ドイツ企業の民間企業への本格的な売却事業が始まるが、ケムラーによれば、そうした売却による人民所有財産の民営化は、モドロウ政府にも円卓会議にも、イデオロギー的理由から望まれていなかった。企業家的行動や、国民経済にとって差し迫って必要である創業者利得（Pioniergewinnen）の追求は、まだ東ドイツのそれまでの硬直的な、平準化指向的な秩序（nivellierende Ordnung）を背景にして、感情的に拒否された。「投機」や「大売り出し」といった、東ドイツ経済の先行きに危惧を抱かせるような、ネガティブな観念と結びつけられたという。

ケムラーが指摘しているように、「人民所有財産の保護」は信託公社の創

73) 同上、および、大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館「ドイツ統一への道すじー小年表」参照、同領事館インターネットサイトからダウンロード：http://www.osaka-kobe.diplo.de/Vertretung/osaka/ja/01/ Nachrichten/Deutsche_Einheit.html。

設によって保障され、それによって在職中の東ドイツ企業管理者が、無統制で、個人的な貨殖へと走る危険が広く排除された。しかしながら、東ドイツ国民経済の将来的発展に対する信託公社の影響力は狭く限定的なものにならなければならなかった。信託公社には、民営化の独行的権限は与えられなかった。国際的市場競争に晒されることを想定して東ドイツ企業に競争力を持たせる、あるいは経営破綻に陥る企業を再建する、といった任務も予定されなかった。国営企業の資本会社への転換（改組）が信託公社の唯一の処理任務であった⁷⁴⁾。

信託公社の新しい方向付けは、その後のデメジャール政府の下で制定された「信託法」によって成し遂げられ、それによって初めて、東ドイツ企業の在り方に対する政治的状況が流れを変えることになる。「信託法」は1990年7月1日に発効し、「人民所有財産の保護」に代わって、その民営化を信託公社の主要任務と規定したが、それまではモドロウ政府の行政命令（Beschlüsse, Verordnungen）が効力を保持した。「人民議会選挙」（3月18日）から「通貨・経済・社会同盟」（7月1日）の成立までの期間においては、信託公社は行政命令にもとづいて、東ドイツ企業の会社法上の改組を実施する団体（Organisation）として組織され、活動したのである⁷⁵⁾。

4. 初期公社の設立

4. 1. 設立と組織

(1) 設立過程の概観

1990年3月1日の「信託公社設立令」に従って、地方自治体（市町村）の管轄下におかれた企業や、郵便および鉄道といった国家企業（Staatsunternehmen）や農業生産協同組合（LPG）によって利用された農業上の人民所有財産を例外として、人民所有財産の登記簿に登録されたすべての経済諸単位が新設信託公社の管理領域となった。したがって、公社の管理領域は東ドイツの全コンビナート部門に及んだ。コンビナートの傘下には、総

74) Vgl. *ebenda*, S.109.

75) Vgl. *ebenda*, S.109.

数 7,894 の人民所有企業が存在したが、さらに人民所有企業が抱える4万以上もの事業所 (Betriebsstätten) があった⁷⁶⁾。

1990年3月15日の「信託公社定款」に従って、公社組織の編成が着手された。その際に「定款」の付属文書「信託公社とその地域支部の基本構造ならびに労働条件の保障についての提案」が組織編成の出発点となっている。これは、ルフト経済問題相の管轄下の「経済改革委員会」が閣僚評議会に「定款」の草案と一緒に提出して承認されたものである⁷⁷⁾。

「経済改革委員会」が信託公社の創設に及ぼした影響は、その創設の法的基礎を生み出したということに留まらなかった。委員会のメンバーが自ら新設組織の人的中核となっている。またその後、委員会の12人のメンバー全員が2月中葉以来彼らによって作成された信託公社に関する諸規定を見直す作業に取り組むことになったといわれる⁷⁸⁾。

人民議会選挙の直後、東ベルリンのクロスター通り (Klosterstraße) の閣僚評議会の建物はモドロウ政府からデメジュール後継政府に明け渡されなければならなかったので、「経済改革委員会」は従前の職務室を去り、ウンターリンデン通り (Unter den Linden) にあった外国貿易省に転居した。同省はソ連大使館の向かいにあった。

ケムラーによれば、信託公社ベルリン本部のために、モドロウ政府 (閣僚評議会) は120人の職員の採用計画を決定していた。職員を東ドイツの省庁や国家機関から採用し、信託公社に転任させることが予定されていた。閣僚評議会は、これらの職員を東ドイツ大蔵省から派遣契約によって信託公社に転任させることを決定していた。東ドイツの各15県庁所在都市に設置が計画された公社支部の人事では、人民所有企業の規模と構造に応じて、職員が30人までの人数で、県評議会の採用・予算計画の枠内で確定されるようになっていた。公社支部の採用は緩速に着手されたが、本部では人民議会選挙の僅か2週間後、1990年4月1日にはすでに72人が働いていた。1990年6月30日までに、信託公社の職員数は、本部が133人、支部が220人に増加していた⁷⁹⁾。

76) Kemmler: *a.a.O.*, S.115.

77) Kemmler, *ebenda*, S.115; Beschlusentwurf, Anlage 2, *ebenda*, S.394.

78) *Ebenda*, S.115.

79) *Ebenda*, S.116.

人民所有企業を資本会社に改組する任務と関わって、信託公社の人的能力が過度に不足していると考えられていたが、それに加えて職員が多くの場合に西ドイツ会社法の領域で法律上の専門知識を持っていなかったことが困難を大きくしていた。1990年5月初めにはじめて、西ドイツのドレスデン銀行から6人の会社法専門家のグループが信託公社に派遣され職務に就いた⁸⁰⁾。

信託公社の職員増が僅かであったことの原因は、企業改組に伴随する諸問題が過小評価されたことにあった。とりわけデメジュール新政府側も、また新人民議会も、信託公社がその組織的成長と権力保有に伴って、統制が難しくなり、新しい経済管理機関になってしまう危険を恐れた。そうした発展は阻止されなければならなかったもので、信託公社はむしろ小さな組織にとどまった、とケムラーは言う⁸¹⁾。

1990年3月から7月にかけて、ケムラーによれば、信託公社のこの初期の発展局面での人事選考のあり方に対して、激しい批判が向けられている。応募者の大多数のうち、大蔵相、財産権利保護局、外国貿易省、軽工業省、旧国家計画委員会出身者である職員が採用されたからである。採用にあたっては可能の限り悪しき前歴のない、適格な職員を選考しようとしたとはいえ、職員は殆ど例外なしに東ドイツの中央経済管理の指導的地位に就いていた人材であった。例えば、東ドイツ SPD は国政選挙後初めて開かれる人民議会の開会前の4月26日に信託公社人事に抗議を表明し、東ドイツ経済の経済的危機に責任を取らなければならないはずの「指導幹部」によって企業転換プロセスが決められると非難した。しかし信託公社の指導部は企業改組の処理に必要な職員を早急に確保しなければならないという喫緊の問題に直面していた。信託公社内では、コンビナート組織について、できる限り全般に及ぶ知識と経済管理の経験をもった人材が採用されねばならなかった。「経済改革委員会」の責任者であった W.クラウゼは、当時すでに信託公社の「統轄部」(Direktrium)の議長代理(3月15日～7月15日)に転身していた。彼は、後日談(7月20日)で、人事選考にあたって採られた基準について、次のよ

80) *Ebenda*, S.116-117.

81) *Ebenda*, S.117.

うに述べたといわれる。すなわち、元 SED 党員が企業内で唯一の事情通であれば、むしろその者を採用する。そうしないと企業は完全に破綻してしまう、と⁸²⁾。

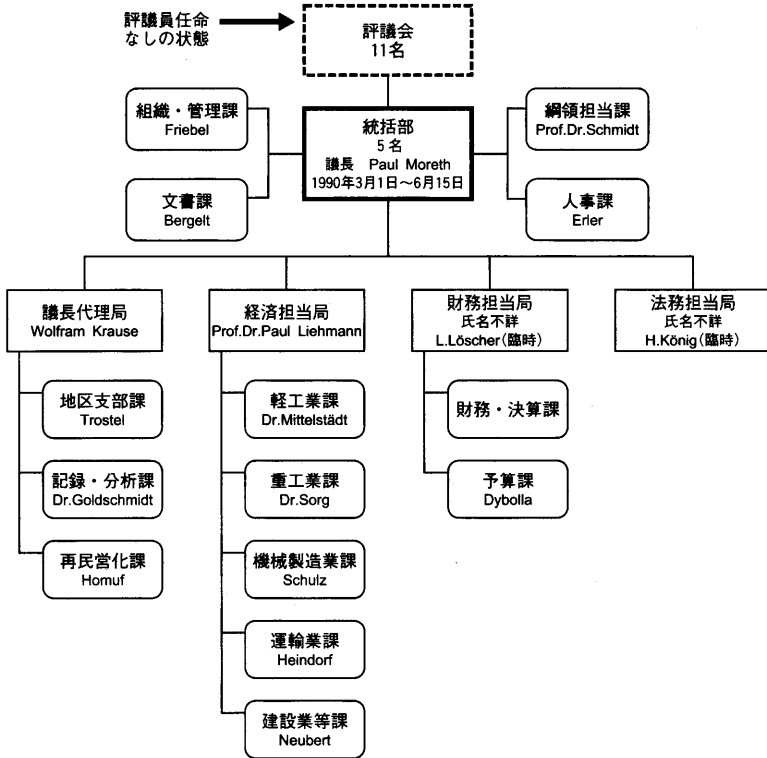
(2) 組織構造

信託公社の「定款」によれば、公社の業務執行機関「統轄部」(Direktorium) が設けられ、これが転換令に従って国営コンビナート・企業・施設から改組される資本会社の所有権を信託管理するものとされた。統轄部の業務遂行を監査する機関として「評議会」(Verwaltungsrat) が設置されることとされた。評議会の任務は、人民議会や閣僚評議会に提出される統轄部とその下部管理部の活動報告書の認可、評議会の業務規則の詳細な規定に従った統轄部の業務への同意、信託公社の組織の認可、信託公社の予算と財務活動の年次決算の認可、信託公社の予算案への許諾を行なうものとされた。11人の評議員のうち、8人は人民議会によって5年任期で選出され、そのさいに労働組合連合が組合代表を推薦できるものとされた。残る3人の評議員には東ドイツ国立銀行総裁、財務大臣および政府の経済担当者が就任するものとされた。つまり信託公社の活動を議会と政府が統括することができる形での権限委譲が予定されていたのである。

業務執行を担う最高機関たる「統轄部」は5人の幹部構成員で構成され、それを代表する議長 (Vorsitzender) と議長代理 (Stellvertretender Vorsitzender) が委員の間で互選されるものとされた。実際に組織編制された信託公社の初期組織は、第2図の通りである。同図は、ケムラーが「統轄部」議長代理を勤めたクラウゼ (W.Krause) らの報告にもとづいて作成したものである。それを見ると、「統轄部」の下部に4つの業務執行部門 (経済担当局、財務担当局、法務担当局、議長代理局) が置かれた。議長代理は、東ドイツ15県に配置される公社全支部の教育と指導を任された。それまで県管理下に置かれてきたコンビナートと企業の改組は支部によって担当されることになっていた。さらに議長代理の管轄下には、人民所有企業の再民営化部門とドキュ

82) Vgl. ebenda, S.118.

第2図 信託公社の初期組織構造図



出所：Marc Kemmler: *Die Entstehung der Treuhandanstalt. Von der Wahrung zur Privatisierung des DDR-Volkseigentums.* Campus, 1994, S.119.

メント（記録・分析）部門が置かれた。法務担当局長（Direktor für Recht）は企業改組の法律上の前提の創出を管轄し、例えば過去に東ドイツで施行されたことのない株式会社法や有限会社法に則る資本会社の形成のためのモデル契約や定款を作成し、また企業改組プロセスで発生するすべての法律問題の解決を所管とした。財務担当局長（Direktor für Finanzen）は、企業改組のために必要な閉業・開業貸借対照表を監査する任務を負った。公社の予算もその管轄下に置かれたが、限定的な任務設定によって民営化収益や再建支

出が発生しなかったから、予算は僅かな規模であった。経済担当局長 (Direktor für Wirtschaft) は、モロドウ政府の工業諸省の配置に倣って、軽工業、重工業、機械製造業、運輸および建設・その他といった5部門を管轄した。それらの5部門の責任者で構成される「経済部門委員会」(Direktorat Wirtschaft) が信託公社の業務中核となった。5部門は、中央管理下のコンビナートと企業の担当を委託され、企業改組プロセスを調整した。その他に、「統轄部」のスタッフ部門として4部門(組織・管理課、文書課、綱領担当課、人事課)が設けられた。「統轄部」議長には、モロドウ首相が在職最後に東ドイツ閣僚評議会副議長の一人であったモーレト (Peter Moreth) を任命した。モーレトはそれまで「円卓会議」での政府側代表として連絡役を担った人物である。専門的な観点からも政治的な観点からも、モドロウ首相やクリスタ経済相はモーレトを信託公社の統轄任務の遂行に適当な人物とみなしたといわれる。世論に影響を及ぼす議長ポストは、ケムラーによれば、SED政治家によって占められてはならなかった。モーレトはドイツ自由民主党 (LDPD) の党員であった。彼は、1990年6月15日、つまり「信託法」発効(7月1日)の2週間前にデメジュール首相によって解任された。それに伴って、一時的に統轄部の議長の地位を代行したのは、W.クラウゼであった⁸³⁾。

クラウゼは、ケムラーによれば、モドロウ政府のルフト経済問題相の管轄下の「経済改革委員会」で指導的役割を果たした後に公社統轄部議長代理に納まっていたが、彼は新設ポストの公社総裁職 (Präsident) にR.ゴールケ (Rainer Gohlke) が就任する1990年7月16日までの4週間だけ公社の指導を引き受けた。クラウゼは3月の人民議会選挙前に政務次官として、当時モーレトとともにモドロウ政府の閣僚評議会副議長の一人であったデメジュールから信頼を得ていた、公社職員の間でも、公社内では専門面でも実質面でも最初から指導的人物であったとの評であったといわれる。7月に入ると、信託公社の統轄局は「理事会」(Vorstand) に改組され、新しい幹部構成員が任命されるが、クラウゼは1992年6月まで新設信託公社の財務担当理事 (Vorstandsmitglied für Finanzen) として公社内で指導的活動を続けた。経済

83) Vgl. ebenda, S.118-120.

第2表 初期信託公社統轄部の構成員

統轄部構成員	職位	在任期間
Peter Moreth, Dr.	議長	01.03.90-15.06.90
Wolfram Krause*	議長代理	15.03.90-15.07.90
Paul Liehmann, Prof.Dr.	局長	15.03.90-15.07.90
Zeißig	局長	01.03.90-15.07.90

備考

注：* クラウゼ(Krause)は1990年6月17日付の信託法に従って改組された信託公社の理事会メンバーとして1990年1月15日から1992年6月26日まで在任した。

出所：Treuhändanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.2, Berlin 1994, S.497から作成。

担当責任者には、長年にわたって東ドイツ軽工業相代理の職にあったP.リーマン (Paul Liemann) が任命され、彼もまた7月1日以降、1991年5月まで新設公社の繊維工業担当責任者 (Direktor) を務めた。法律と財務の責任者ポストは空席で、主任職員が代行した (第2表参照⁸⁴⁾。

「評議会」は、1990年3月15日の「定款」において、監査機関として11人の委員で構成されるものとされたが、実際には組織されなかった。それに代えて、デメジュール政府が直接に信託公社の活動に対する指導監督を行った。その理由は、ケムラーが述べるように、公社の諸問題やその将来的発展が東ドイツの命運に大きく関わるものであることを認識し、公社の任務とその意義を重視して、デメジュール政府が公社を政府の統轄下で掌握しようとしたところにあったといえよう⁸⁵⁾。

次に、組織規模の発展について概観しておくことにしよう。1990年7月1日までの信託公社は、人事・組織上の措置から見て、暫定的な性格を持っていたことが明らかになる。ドイツ統一後に公社職員数が大幅に増員され、最高4,000人を超える職員数にまで膨れ上がったのに比較すれば、7月1日までの職員数は余りにも少なかった。1990年4月1日当時、公社ベルリン本部で72人の職員が働いていた。その後6月30日までには、本部職員は133人、支部は220人、総勢353人に膨れ上がっていた⁸⁶⁾。しかしドイツ統一後には、1990年12

84) Vgl. *ebenda*, S.120-121.

85) *Ebenda*, S.121.

86) *Ebenda*, S.116.

月31日には1,140人, 1991年1月7日現在では1,362人, 1991年12月31日には3,604人へと増加し, 通貨統合(1990年7月1日)直前の職員数に比較して最終的に10倍を超える職員数に達している。つまりモドロウ時代の初期信託公社の任務とドイツ統一後の信託公社の任務の違いが職員数にも顕著に現れている。前者は人民所有企業から資本会社に改組される人民所有財産の信託管理を行うことを任務とした。それに対比して, 後者は旧東ドイツ企業の民営化=私有化を遂行することを任務としたからである。「信託公社設立令」では「民営化」(Privatisierung)という言葉は使われていないが, 「信託法」では「民営化」が成文化されている。たしかにモドロウ政権下の経済改革では民営化を認める条文がなくもなかった。例えば「転換令」(3月1日)は, 新しく法律で定める限りで株式ないし持分の売却を認めると定めた。しかし民営化の法律は別途に制定されていない。さらに「私企業法」(3月7日)は1972年に国有化された中小企業(最終的に1万1,254企業⁸⁷⁾)の再民営化を認めた。ところが, 東ドイツ憲法に定める「社会主義的所有」条項が依然として効力を持っていたので, 後述の通り, それが再民営化を阻んでいた。したがって実質的に民営化は可能ではなかったのである。

人民所有企業の総数は約8,000もの数に上ったので, そうした「信託的に管理されるべき人民所有財産」の規模から見れば, 通貨統合までのベルリン本部の僅か133人の職員による組織編成はその後に始まるドイツ統一事業の険路への見通しをもつものではなかった。それでも東ドイツが自ら「経済・通貨・社会同盟」(7月1日)が成立するまでの僅か4ヶ月間に全東ドイツ企業の資本会社への会社法上の改組のための前提条件を準備していったという意味では, 東ドイツが独自に取り組んだ政治・経済改革はその後の展開を導く上での重要な過渡期的プロセスであったといえよう⁸⁸⁾。

(以下, 次号)

87) 小林公司「ドイツ再統一と人民所有(国家的所有)の解体過程—東ドイツ政権下における信託管理公団の活動に照準して」『行動科学研究』(東海大学)第48号, 1996年5月, 47頁。

88) *Ebenda*, S.121.